

平成 23 年 11 月 11 日

各 位



代表取締役社長 杉本 恵昭
(コード番号 4 3 2 0 東証マザーズ、札幌)
問合せ先 取締役管理本部長 松澤 好隆
(TEL . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 5 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 11 日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月 16 日開催予定の第 16 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を合理的な範囲のものにするための規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
- (2) 条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(単元未満株主の権利)</u> 第 10 条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利</u> <u>2. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 10 条～第 36 条 (条文省略)	第 11 条～第 37 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 23 年 12 月 16 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 23 年 12 月 16 日 (予定)

以上